

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	株式会社 J B イレブン
【英訳名】	JB ELEVEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新美 司
【本店の所在の場所】	名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
【電話番号】	(052)629 1100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 黒田 博司
【最寄りの連絡場所】	名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
【電話番号】	(052)629 1100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 黒田 博司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第7回新株予約権) その他の者に対する割当 660,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 960,660,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。 (第8回新株予約権) その他の者に対する割当 610,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 900,610,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月5日付で提出いたしました有価証券届出書及び2026年6月19日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、2026年6月23日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、当該有価証券届出書「第三部 追完情報」の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第45期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月19日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月19日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第45期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月23日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月23日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正前）

「2. 臨時報告書の提出について」の記載なし

（訂正後）

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第45期有価証券報告書の提出日（2026年6月19日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月23日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

（2026年6月23日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

2026年6月22日開催の当社第45回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、新美司、伊藤真一、新美恭、大西教夫、榊原陽子の各氏を選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

取締役（監査等委員）として、田島清司、木村元泰、小泉有美子（職務上の氏名：草野有美子）の各氏を選任するものであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の取締役（監査等委員）として、黒田博司および花井勉の両氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
新美 司	45,882	974	-	(注) 1	可決 75.65
伊藤 真一	45,932	924	-		可決 75.73
新美 恭	45,876	980	-		可決 75.64
大西 教夫	45,844	1,012	-		可決 75.59
榊原 陽子	45,819	1,037	-		可決 75.55
第2号議案					
田島 清司	45,833	1,023	-	(注) 1	可決 75.57
木村 元泰	45,945	911	-		可決 75.76
小泉 有美子(注) 2	45,955	901	-		可決 75.77
第3号議案					
黒田 博司	45,973	883	-	(注) 1	可決 75.80
花井 勉	45,866	990	-		可決 75.63

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 小泉有美子氏の職務上の氏名は草野有美子であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分、および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。